

「福岡の伝統工芸品」魅力発信事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ブランド力又は集客力が高い観光施設、商業施設、公共施設等のエントランス空間等において、内装・建築工事における「福岡の伝統工芸品」を組み込んだ部材の使用や「福岡の伝統工芸品」の設置を通じて、施設等を訪れる観光客（ビジネス客含む）に、その魅力を発信するとともに、その施設等が有する発信力を活用し、「福岡の伝統工芸品」の産地への誘客推進を図ることを目的とし、予算の範囲内で、「福岡の伝統工芸品」魅力発信事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するもの。その交付については、「福岡県補助金等交付規則」（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「福岡の伝統工芸品」とは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（昭和49年法律第57号）第2条により指定された福岡県内の伝統的工芸品又は「福岡県特産工芸品等指定要綱」第2条の規定により指定された特産工芸品等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、第4条第2項に規定する補助対象施設において同条第1項に規定する事業を実施する者（以下、「補助対象者」という。）とする。

2 前項で規定する補助対象者のうち、以下に該当する場合、この補助金の交付の対象としない。

- (1) 国及び都道府県、市町村等の地方公共団体
- (2) 宗教法人が管理又は運営するもの
- (3) 県税に滞納があるもの
- (4) 暴力団又は暴力団員
- (5) 暴力団員が事業主又は役員であるもの
- (6) 暴力団と密接な関係を有するもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象者が実施する以下の事業（以下、「補助事業」という。）とする。

- (1) 建物等の内装等に用いる「福岡の伝統工芸品」の導入（伝統工芸品の技術の活用、またその二次製品含む）
- (2) 「福岡の伝統工芸品」（伝統工芸品の技術を活用した二次製品含む）の購入、設置等
- (3) 「福岡の伝統工芸品」をきっかけとした産地への誘客推進に資する情報発信の体制整備

2 前項で規定する事業の実施場所として認められる補助対象施設はブランド力又は集客力が高い観光施設、商業施設、公共施設等のエントランス空間等において、「福岡の伝統工芸品」やその産地のPRを通し、「福岡の伝統工芸品」の産地への誘客推進に効果があると認められる施設等とする。

3 補助対象者は、第1項第1号に規定する補助事業又は同項第2号に規定する補助事業若しく

はその両方の補助事業を実施する場合、同項第3号に規定する補助事業を実施しなければならない。

- 4 補助対象者は、既に補助対象施設において、内装等における「福岡の伝統工芸品」の導入又は「福岡の伝統工芸品」の設置等若しくはその両方を実施している場合、同項第3号に規定する補助事業のみを実施することができる。

(補助対象経費等)

第5条 補助事業の対象経費は第4条第1項に規定する補助事業を実施するために必要な経費のうち、知事が認める経費（以下、「補助対象経費」という。）とし、その補助率および補助限度額は別表1、経費区分は別表2のとおりとする。

- 2 補助対象経費毎の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の期間)

第6条 この補助金の補助対象期間は、第8条第1項に規定する交付決定の日から、当該年度の2月末日までの間の補助事業の完了日とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに知事に申請しなければならない。

- 2 複数の申請者で申請（以下、「連名申請」という。）する場合、手続きを一括して行う申請者（以下、「代表申請者」という。）は、連名して申請するその他の申請者（以下、「連名申請者」）について、様式第1号別表に記載のうえ、様式第1号とあわせて提出しなければならない。
- 3 代表申請者は第4条第2項に規定する補助対象施設において、同条第1項第3号に規定する事業を実施し、かつ同事業を実施した場所において、今後も運営等を行う者でなくてはならない。
- 4 連名申請を行う場合、様式第1号別表に記載の代表申請者及び連名申請者の全体で、第4条第3項又は同条第4項の要件を満たす必要がある。

(交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、申請者に通知するものとする。なお、第7条第2項に規定する連名申請を行った場合、「申請者」は「代表申請者」と読み替えるものとする。

- 2 知事は、特に建物等の内装等に用いる「福岡の伝統工芸品」導入経費（工事請負費含む）について、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容等を審査会において審査する。

(申請の取下げの期日)

第9条 規則第7条の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の決定の通知を

受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(変更申請)

第10条 補助金交付の決定を受けた申請者(以下、「補助事業者」という。)は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合、あらかじめ計画変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更はこの限りでない。なお、第7条第2項に規定する連名申請を行った場合、「補助金交付の決定を受けた申請者」は「補助金交付の決定を受けた代表申請者(以下、「代表補助事業者」という。)」と読み替えるものとする。

(1) 補助の目的および補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲で数量やその仕様、その他補助事業の細部を変更する場合

(2) 補助事業に要する経費総額の20パーセント以内の減額

2 前項において、第7条第2項に規定する連名申請により補助金交付の決定を受けた場合、代表補助事業者及び補助金交付の決定を受けた連名申請者(以下、「連名補助事業者」という。)を記載した様式第2号別表をあわせて提出するものとし、第11条から第13条及び第17条第3項についても同様に代表補助事業者及び連名補助事業者を記載した各様式の別表を提出するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。なお、第7条第2項に規定する連名申請により補助金交付の決定を受けた場合、「補助事業者」は「代表補助事業者」と読み替えるものとし、第12条から第15条及び第17条第3号についても同様とする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、規則第11条の規定により報告する場合、実施状況報告書(様式第4号)によるものとし、必要に応じて別途知事が要求するところにより報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。)又は補助金の交付決定に係る補助期間が終了したときは、規則第13条の規定に基づき、補助事業が完了した日から起算して1ヶ月以内又は補助期間終了後10日以内のいずれか早い日までに実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、補助事業者から前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容の審査により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容(第10条に基づく承認をした場合、その承認した内容)およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、補助金等の額を確定する。

(補助金の交付)

第15条 補助金は、精算払の方法により支払う。ただし、知事が必要と認めた場合、概算払をすることができる。

- 2 前条の通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金精算（概算）払請求書（様式第6号）を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を精査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について、概算払又は精算払するものとする。

(補助金の経理等)

第16条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は前項の規定による書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の財産処分制限期間が5年よりも長い場合、その財産処分制限期間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、本補助事業（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）が耐用年数として定める期間、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第7号）を備え、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項に定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の承認をした補助事業者が取得財産を処分することにより収入があり、又は見込まれる場合、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(検査および調査)

第18条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた日から補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後5年が経過するまでの間、知事が行う当該補助金に関する検査および調査について協力しなければならない。

(成果の発表等)

第19条 補助事業者は、知事から補助事業の成果等についての発表等を求められた場合、それに協力しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第20条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業者に関して補助金の

交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、規則第16条および同規則第17条の規定に基づき、交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により交付決定の一部が取り消されることで補助要件を満たさなくなる場合、規則第16条および同規則第17条の規定に基づき、交付決定の全部を取り消し、交付した補助金等の全部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月28日から施行し、令和7年度から令和9年度までの補助金に適用する。

別表 1

補助対象経費	補助率	補助限度額
建物等の内装等に用いる「福岡の伝統工芸品」導入経費（伝統工芸品の技術の活用、またその二次製品含む）（工事請負費含む）	補助対象 経費の 1/2以内	上限：10,000千円
「福岡の伝統工芸品」の購入（伝統工芸品の技術を活用した二次製品含む）、設置等に係る経費		上限：1,000千円 下限：500千円
「福岡の伝統工芸品」をきっかけとした産地への誘客推進に資する情報発信の体制整備		上限：500千円

別表 2

経費区分	内容	
導入経費	建物費	「福岡の伝統工芸品」を活用した建物の内外装材の導入に要する経費
	構築物費	「福岡の伝統工芸品」を活用した構築物の内外装材の導入に要する経費
	建物付属設備費	「福岡の伝統工芸品」を活用した建物付属設備の内外装材の導入に要する経費
	備品・消耗品費	「福岡の伝統工芸品」の技術・技法を活用した調度品等の購入に要する経費
	委託料	「福岡の伝統工芸品」の技術・技法を使用した内外装の加工に要する経費
	その他経費	知事が必要と認める経費
購入、設置経費	備品・消耗品費	「福岡の伝統工芸品」の技術・技法を活用した調度品等の購入に要する経費
	設置費	「福岡の伝統工芸品」の技術・技法を活用した調度品等を展示する什器の購入に要する経費
	その他経費	知事が必要と認める経費
情報発信の体制整備経費	委託料	「福岡の伝統工芸品」の産地への誘客推進に繋がるパンフレット等の制作（デザイン等含む）に要する経費
	印刷製本費	「福岡の伝統工芸品」の産地への誘客推進に繋がるパンフレット等の印刷製本等に要する経費
	需用費	「福岡の伝統工芸品」の産地への誘客推進に繋がるキャプション等の購入や、制作にあたり必要な消耗品の購入に要する経費
	設置工事費	「福岡の伝統工芸品」の産地への誘客推進に繋がるキャプション等の設置工事に要する経費
	その他経費	知事が必要と認める経費

注：補助対象経費の取扱いについて

- (1) 補助対象経費は、補助事業者が補助事業の実施に要する経費のうち、補助対象期間中に発注し、納品、支払いを終えたものに限る。
- (2) 課税事業者は、消費税および地方消費税を含む公租公課は補助対象外。
- (3) 書類等の整備、保管の期間は交付要綱に基づき、補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間とする。
- (4) 「補助事業が完了した日」とは、施工（建物の竣工は求めない）および経費の支払いが完了した日とし、補助対象期間内に補助事業に係る全ての支払いを完了させた後に実績報告書を提出すること。
- (5) 導入する伝統工芸品およびその技術については、各伝統工芸産地組合等の証明が必要であるため、事前に確認しておくこと。
- (6) 補助対象経費は、国および地方公共団体等が実施する他の補助制度等により交付される補助金の額を除外して算定すること。